

(予定) 令和 7 年度病院内保育所施設整備事業費補助金について

事業期間	平成 2 5 年度～
目的	病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を整備する事業について助成することにより、医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。
補助対象者	・ 県内の病院及び診療所（自治体立を除く。） ・ 整備する病院内保育所が、別紙「(予定) 令和 4 年度病院内保育所運営事業費補助金について」の、3・4・5の要件を満たす者。 ・ 病児等保育室整備の場合は、別紙「(予定) 令和 4 年度病院内保育所運営事業費補助金について」の、別表 2（3）の要件を満たす者。 ＊「令和 7 年度病院内保育所運営事業費補助金」概要は、【運営費】看護職員確保対策の「各事業概要(R7予定)」をご覧ください。
事業内容	病院内保育所の新築・定員増を伴う増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。） （H27新）既存の病院内保育所が新たに病児等保育を開始する場合の病児等保育室整備
基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 ①基準面積： 収容定員×5㎡（ただし、定員は30人を限度とする。） 病児等保育室整備の場合、病児等保育室定員×5㎡ ②1㎡あたり単価表 ・ 鉄筋コンクリート 169,000円 ・ ブロック 146,800円 ・ 木造 169,000円
補助率	1／3 以内
対象経費	病院内保育所及び病児等保育室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
備考	・ 内示又は交付決定があるまで、着工は不可。内示の時期は、遅くなる場合もあります。